平成２９年（フ）第７４９号
横浜市港北区新羽町938番地　シエスタ大倉山301
破産者　村松　教安
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８０７号
横浜市港北区日吉本町２丁目49番18号　レポスガーデン102号
破産者　佐藤　大地
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８７２号
横浜市金沢区並木１丁目２番１―1107号
破産者　武田麻里子
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６６号
神奈川県厚木市妻田南１丁目22番26号　トゥインクス厚木ラインマンション202、前住所川崎市幸区北加瀬１丁目20番21―105号　スカイマンション小泉
破産者　志賀　和博
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６９６号
神奈川県藤沢市藤沢41番地の１　プラージュ湘南506、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町中央４丁目16番地３　クライネスハイム第２502
破産者　田中　理恵
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７１４号
神奈川県愛甲郡愛川町中津156番地の２　ソーグラス１　201、前住所神奈川県三浦郡葉山町一色1910番地の６
破産者　佐藤　謙一
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４５号
岐阜県美濃加茂市加茂野町木野963番地　ＣＲＥＡ優美202、前住所岐阜県美濃加茂市前平町２丁目111番地２　ハートフル杏子１Ｂ
破産者　豊田　義久
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第４７３号
静岡市清水区庄福町11番27号
破産者　高橋　良彦
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５６号
静岡県牧之原市静波187番地６、旧住所静岡県牧之原市細江5757番地４
破産者　坂本　武志
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８０号
静岡県焼津市石津中町14番地の５
破産者　豊嶋　久通
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６０１号
名古屋市千種区内山１丁目１番８号　内山ビル501号
破産者　瀬尾　孝子
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７０１号
名古屋市西区浄心２丁目10番13号　Ｊステーション３Ｄ号、従前の住所名古屋市北区若葉通３丁目16番地の１　大脇ビル201号
破産者　大竹　京介
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４５号
名古屋市中村区那古野１―39―３　さくらＨｉｌｌｓリバーサイドＷＥＳＴ401、住民票上の住所名古屋市中村区太閤通９丁目19番地宝・中村公園ハイツ901号
破産者　明慶　美樹
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９９号
愛知県豊明市栄町武侍22番地４　レインボー豊明505号
破産者　リバーストンこと　石川　雄規
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４６８号
名古屋市千種区井上町31番地　ノーブル星ケ丘201号
破産者　高橋　孝一
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０３６号
神戸市北区花山東町２番24―201号、開始決定時の住所神戸市北区唐櫃台１丁目35番５―306号
破産者　丸福硝子店装こと　籾山　好博
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５９号
神戸市灘区友田町３丁目４番18―103号
破産者　三好　栄三
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７１号
神戸市北区西大池１丁目34番18―201号、従前の住所兵庫県川西市清和台西５丁目２番地の29
破産者　森下　　実
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部